

# 中山間地域等直接支払交付金の実施状況について

## (第4期対策/平成27年度)

平成28年11月7日  
宗谷総合振興局産業振興部農務課

### I はじめに

#### 1 中山間地域等直接支払制度とは

農業・農村は、単に食料を供給するだけでなく、農業生産活動等を通じ、国土の保全、水源のかん養、良好な景観の形成、国民に保健休養の場を提供するなど、多くの多面的機能を有していますが、中山間地域等は、傾斜地が多いなど農業の生産条件が不利な地域であることから、耕作放棄地の増加等により、多面的機能の低下が特に懸念されています。

このため、中山間地域等直接支払制度は、中山間地域等において、農業生産の維持を通じて多面的機能を確保する観点から、農業生産条件の不利を補正する目的で平成12年度から実施され、5年毎の対策(第1期対策～第3期対策)として実施されました。

交付金の交付対象となる農用地には、傾斜地等のほか、積算気温が著しく低いために作物を栽培できないことから牧草専用地の面積割合が高い地域における草地も含まれています。

なお、平成27年度からは「農業の有する多面的機能の発揮の促進に関する法律」に基づき、多面的機能支払、環境保全型農業直接支払とともに、日本型直接支払制度の一環として31年度までの期間で第4期対策が実施されています。

#### 2 実施状況及び評価結果の公表について

本制度は、傾斜度等の一定の基準を満たす農用地を耕作する農業者等を対象に交付金を交付するという、我が国農政史上例のない手法であり、透明性を確保して国民の理解の下に実施するなどの観点から、毎年度、その実施状況を公表することとしています。

本資料は、本制度の第4期対策(平成27年度)における宗谷総合振興局管内の取組状況を取りまとめ、公表するものです。

### II 実施状況の概要

#### 1 実施市町村及び集落協定数等

平成27年度の実施市町村は、第3期対策(平成22年度から26年度)同様7市町村です。集落協定数は平成26年度まで15集落で、27年度は10集落に減少しました。

協定参加者数は733名(法人・生産組織等を含む)です。

項目	第4期 27年度	(参考)第3期				
		26年度	25年度	24年度	23年度	22年度
市町村数	7	7	7	7	7	7
集落協定数	10	15	15	15	15	15
協定参加者数	733	802	799	812	825	813

注) 協定参加者数のうち法人・生産組織等は1組織を1として計上。

#### 2 交付対象面積及び交付金額

##### (1) 交付対象農用地

交付対象農用地は、農業振興地域の整備に関する法律に定める農用地区域内に存する一団の農用地であって、冷涼な宗谷管内では全域が「草地比率の高い草地」の基準に該当しています。

##### 「草地比率の高い草地」

積算気温が著しく低く、かつ、草地比率が70%以上である市町村内に存する草地。

##### 【10a当たり交付単価】

基礎単価 1,200円

体制整備単価 1,500円

##### 【備考】

○基礎単価は体制整備単価の8割。

○取組のレベルによりいずれかの単価を交付。

○体制整備単価の要件が達成されなかった場合は、基礎単価の差額(2割)は遡及返還となる。

## (2) 交付金額及び交付金の使途

平成27年度の交付金額は、7億2065万6千円(前年度より488万5千円減)となっています。  
市町村から集落に交付された交付金の49.9%が共同取組活動に配分され、残りの50.1%が農業者等に配分(個人配分)されています。

項目	第4期	(参考)第3期				
	27年度	26年度	25年度	24年度	23年度	22年度
交付対象面積(ha)	50,671	51,147	51,154	51,138	51,242	51,230
対前年度(ha)	▲476	▲7	16	▲104	12	-
耕地面積に占める割合(%)	81.3	82.1	82.1	82.1	82.3	82.2
交付金額(千円)	720,656	725,541	725,495	725,102	726,561	729,521
対前年度(千円)	▲4,885	46	393	▲1,459	▲2,960	-
うち共同取組活動(千円)	359,626	435,247	367,710	367,611	376,961	399,860
割合(%)	49.9%	60.0%	50.7%	50.7%	51.9%	54.8%
うち個人配分(千円)	361,030	290,204	357,785	357,491	349,600	329,661
割合(%)	50.1%	40.0%	49.3%	49.3%	48.1%	45.2%

注) 交付対象面積は1ha未満を、交付金額は千円未満を各々四捨五入している。

## III 集落協定の実施状況

### 1 集落マスタープランの取組状況

集落が目指すべき将来像として選択した項目は、「将来にわたり農業生産活動が可能となる集落内の実施体制構築」が8協定で最も多く、次いで「協定の担い手となる新たな人材の育成・確保」が6協定となっています。

集落の将来像を実現するための活動方策として選択した項目は、「新規就農者等による農業生産」が6協定で最も多く、次いで「機械・農作業の共同化等営農組織の育成」及び「農業生産条件の強化」が各2協定となっています。

項目	協定数
集落協定数	10
目指すべき将来像(複数選択可)	
①将来にわたり農業生産活動が可能となる集落内の実施体制構築	8
②協定の担い手となる新たな人材の育成・確保	6
③その他	2
将来像を実現するための活動方策(複数選択可)	
①新規就農者等による農業生産	6
②機械・農作業の共同化等営農組織の育成	2
③農業生産条件の強化	2
④担い手への農地集積	1
⑤共同で支え合う集団的かつ持続可能な体制整備	1
⑥その他	1

### 2 農業生産活動等として取り組むべき事項[基礎単価要件]

耕作放棄の防止等の活動として「賃貸借設定・農作業の委託」及び「農地の法面管理」に取り組んだのがともに8協定で最も多くなりました。また、農道の管理活動は5協定、水路の管理は8協定が取り組みました。

項目	協定数
集落協定数	10
耕作放棄の防止等の活動(複数選択可)	
②賃貸借設定・農作業の委託	8
③農地の法面管理	8
④担い手の確保	4
⑤土地改良事業	3
⑥柵・ネット等の設置	1
⑦簡易な基盤整備	1
⑧災害復旧	1
水路、農道等の管理活動	
①農道の管理	5
②水路の管理	8
(多面的機能支払交付金と同一施設)	(6)

### 3 多面的な機能を増進する活動[基礎単価要件]

多面的な機能を増進する活動として「集落内の清掃」に取り組んだのが最も多い6協定となりました。

項 目	協定数
集落協定数	10
■ 国土保全機能を高める取り組み	0
■ 保健休養機能を高める取り組み	0
■ 自然生態系の保全に資する取り組み	
① 堆きゅう肥の施肥	2
■ その他活動	
① 集落内の清掃	6
② 廃屋、廃サイロ、廃農機具の撤去・処分	2
③ 花壇、フラワーロードの整備	2
④ 廃プラスチック・廃タイヤ等の処理	1
⑤ 集落看板、農家看板等の設置	1
⑥ 周辺林地の整備(景観樹の植樹)	1

### 4 A、B又はC要件の活動[体制整備単価要件]

体制整備単価受給の5協定は、農用地等保全マップ活動に加えA、B又はC要件の活動に取り組んでおり、内訳はA要件1協定、B要件が4協定、C協定が2協定となっています。

A要件に取り組んでいる協定は「機械・農作業の共同化」を選択しており、B要件に取り組んでいる協定はすべて「新規就農者の確保」を、C要件に取り組んでいる協定は「組織対応型」・「集落ぐるみ型」を各々選択しています。

項 目	協定数
体制整備単価集落協定数	5
A要件選択協定数(A要件は2項目以上を選択)	1
① 機械・農作業の共同化	1
B要件選択協定数	4
① 新規就農者等による農業生産	4
C要件選択協定数	2
① 組織対応型(集落内外の農業生産法人が引き受け)	1
② 集落ぐるみ型	1

## IV その他参考事項

### 1 各市町村の交付概要(平成27年度)

市町村名(協定数)	交付単価 区分	協定参加者 数(名)	交付対象 面積(ha)	交付金額 (千円)	うち共同 取組活動 (千円)	共同取組 活動充当 割合(%)
稚内市(2)	体制整備	155	12,287	184,306	69,369	37.6%
猿払村(1)	体制整備	75	5,086	76,294	36,405	47.7%
浜頓別町(1)	基礎	70	5,019	60,229	32,764	54.4%
中頓別町(1)	基礎	43	2,633	31,599	12,640	40.0%
枝幸町(1)	体制整備、 集落連携 加算	123	8,024	122,354	65,357	53.4%
豊富町(1)	体制整備	169	11,472	172,072	94,981	55.2%
幌延町(3)	基礎	98	6,150	73,801	35,905	48.7%
計(10)		733	50,751	720,656	359,626	49.9%

### 2 共同取組活動に係る交付金の主な使途(平成27年度、管内計)

【充当区分】

充当区分	金額 (千円)
平成27年度交付額の共同取組活動への配分額	359,626
前年度(26年度)からの繰越額	40,024
上記計	399,650

【支出内容】

支出内容	金額 (千円)	割合(%)
1. 集落の管理体制に係る経費		
①役員報酬(集落協定に定める役職者への支払)	7,013	1.8%
2. 農業生産活動等		
①道・水路管理費(草刈り・泥上げ等の出役費、補修費、備品費等)	15,007	3.8%
②農地管理費(法面点検費、簡易基盤整備費、農作業委託料等)	27,722	6.9%
③鳥獣被害防止対策費(防止柵等の資材費、設置費、管理費等)	4,258	1.1%
④多面的機能増進活動費(公共施設周辺の花壇整備等)	23,706	5.9%
3. 農業生産活動等の体制整備		
①共同利用機械購入等費(共同利用機械の購入費、修理費、燃料費等)	23,978	6.0%
②共同利用施設整備等費(共同利用施設の建設費、補修費、運営費等)	937	0.2%
③農畜産物の販売(地元産牛乳の学校給食への助成等)	2,716	0.7%
④その他(酪農ヘルパー利用組合への助成、牛舎消毒経費、生乳検査資材購入等)	80,087	20.0%
4. 積立・繰越		
①積立(機械購入、施設整備)	176,292	44.1%
②繰越(次年度当初の活動資金、前年度中途となった事業の実施)	37,830	9.5%
5. その他		
①研修会費等(協定参加者が参加する各種研修等に係る経費)	104	0.0%
上記計	399,650	